No.３

令和３年（６月）

第２回定例会議案

熊谷市

目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第２４号	専決処分の承認を求めることについて （令和２年度熊谷市一般会計補正予算（第９号)）	財政課	１
第２５号	専決処分の承認を求めることについて （令和２年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号)）	財政課	５
第２６号	専決処分の承認を求めることについて （令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第１号)）	財政課	９
第２７号	専決処分の承認を求めることについて （熊谷市税条例の一部を改正する条例）	市民税課 資産税課	１８
第２８号	専決処分の承認を求めることについて （熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例）	資産税課	２６
第３０号	熊谷市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	市民税課	３０
第３１号	熊谷市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	職員課	３１
第３２号	熊谷市税条例等の一部を改正する条例	市民税課 資産税課 納税課	３２
第３３号	熊谷市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	こども課	３９
第３４号	熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	こども課	４０
第３５号	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	障害福祉課	４１
第３６号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例	保育課	４２
第３７号	熊谷市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例	道路課	４３
第３８号	熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	道路課	４５
第３９号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保育課	４７

第４０号	熊谷市特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	保育課	４８
第４１号	財産の取得について（支援車（Ⅱ型)）	警防課（契約課）	４９
第４２号	市道路線の認定について	管理課	５０
第４３号	市道路線の廃止について	管理課	５２

議案第２４号

専決処分の承認を求めることについて

令和２年度熊谷市一般会計補正予算（第９号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

専決処分書

令和２年度熊谷市一般会計補正予算（第９号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年３月３１日

熊谷市長　富　岡　　清

令和２年度熊谷市一般会計補正予算（第９号）

令和２年度熊谷市の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第１条　繰越明許費の追加は、「第１表繰越明許費補正」による。

令和３年３月３１日

埼玉県熊谷市長　富　岡　　清

第１表　繰越明許費補正

（追加）

款	項	事　　業　　名	金　　額
３　民生費	１　社会福祉費	「ＳＴＯＰコロナ」障害者施設ＰＣＲ検査等助成事業	１３，０３６千円
		「ＳＴＯＰコロナ」高齢者施設ＰＣＲ検査等助成事業	６１，４００千円
	２　児童福祉費	人件費	１９５千円
		「ＳＴＯＰコロナ」子育て応援臨時給付金支給事業	３，５００千円
４　衛生費	１　保健衛生費	人件費	２，０７９千円
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	１，２６４，７６８千円
８　土木費	３　河川費	排水機場維持管理経費	５，６３３千円
１０　教育費	１　教育総務費	小中学校ＧＩＧＡスクール構想事業	６，５０２千円

議案第２５号

専決処分の承認を求めることについて

令和２年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

専決処分書

令和２年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年３月３１日

熊谷市長　富　岡　　清

令和２年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

令和２年度熊谷市の熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表繰越明許費」による。

令和３年３月３１日

埼玉県熊谷市長　富　岡　　清

第１表　繰越明許費

款	項	事　　業　　名	金　　額
１　区画整理費	２　上石第一土地区画整理費	上石第一土地区画整理実施事業	４２，０００千円
	３　上之土地区画整理費	上之土地区画整理実施事業	９８，４６３千円

議案第２６号

専決処分の承認を求めることについて

令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

専決処分書

令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年４月１５日

熊谷市長　富　岡　　清

令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第１号）

令和３年度熊谷市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１１３，２３６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６６，４１３，２３６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和３年４月１５日

埼玉県熊谷市長　富　岡　　清

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		11,052,014	113,236	11,165,250
	2 国庫補助金	1,139,838	113,236	1,253,074
歳入合計		66,300,000	113,236	66,413,236

歳　　出

単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		30,123,012	113,236	30,236,248
	2 児童福祉費	11,797,976	113,236	11,911,212
歳出合計		66,300,000	113,236	66,413,236

1　総　括

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

（歳　　入）　　単位　千円

款	補正前の額	補正額	計
15　国庫支出金	11,052,014	113,236	11,165,250
歳　　入　　合　　計	66,300,000	113,236	66,413,236

総　括

（歳　　出）　　単位　千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3　民生費	30,123,012	113,236	30,236,248	113,236	0	0	0
歳　出　合　計	66,300,000	113,236	66,413,236	113,236	0	0	0

総　括

2　歳　入

第 15款 国庫支出金　　113,236

第　2項 国庫補助金　　113,236

単位　千円

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
2 民生費国庫補助金	771,025	113,236	884,261	2 児童福祉費補助金	113,236	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（補助率　10/10） 113,236
計	1,139,838	113,236	1,253,074			

3　歳　出

第　3款 民生費　　113,236

第　2項 児童福祉費　　113,236

単位　千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	4,281,365	113,236	4,394,601	113,236	0	0	0	○ 人件費	1 報酬	会計年度補助職員報酬　299
									8 旅費	費用弁償　7
								○ 「ＳＴＯＰコロナ」子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	3 職員手当等	時間外勤務手当　436
									10 需用費	消耗品費　29
										印刷費　66
									11 役務費	郵便料　378
										手数料　491
									12 委託料	プログラム作成委託料　1,980
									18 負担金、補助及び交付金	子育て世帯生活支援特別給付金　109,550
計	11,797,976	113,236	11,911,212	113,236	0	0	0			

議案第２７号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

専決処分書

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年３月３１日

熊谷市長　富　岡　　清

熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成１７年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

第３６条の３の２第４項中「所得税法第１９８条第２項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第４８条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす」に改め、「次条第４項」の次に「及び第５３条の９第３項」を加える。

第３６条の３の３第４項中「所得税法第２０３条の６第６項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第４８条の９の７の３において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす」に改める。

第５３条の８第１号中「次条第２項及び」を「次条第２項及び第３項並びに」に改める。

第５３条の９に次の２項を加える。

３　第１項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第４８条の１８において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

４　前項の規定の適用がある場合における第２項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第８１条の４第１号及び第２号中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附則第１０条の２の表法附則第１５条第８項の項を削り、同表中「附則第１５条第１９項本文」を「附則第１５条第１６項本文」に、「附則第１５条第１９項ただし書」を「附則第１５条第１６項ただし書」に、「附則第１５条第２６項」を「附則第１５条第２３項」に、「附則第１５条第２７項第１号」を「附則第１５条第２４項第１号」に、「附則第１５条第２７項第２号」を「附則第１５条第２４項第２号」に、「附則第１５条第２７項第３号」を「附則第１５条第２４項第３号」に、「附則第１５条第２８項第１号」を「附則第１５条第２５項第１号」に、「附則第１５条第２８項第２号」を「附則第１５条第２５項第２号」に、「附則第１５条第３０項第１号イ」を「附則第１５条第２７項第１号イ」に、「附則第１５条第３０項第１号ロ」を「附則第１５条第２７項第１号ロ」に、「附則第１５条第３０項第１号ハ」を「附則第１５条第２７項第１号ハ」に、「附則第１５条第３０項第１号ニ」を「附則第１５条第２７項第１号ニ」に、「附則第１５条第３０項第２号イ」を「附則第１５条第２７項第２号イ」に、「附則第１５条第３０項第２号ロ」を「附則第１５条第２７項第２号ロ」に、「附則第１５条第３０項第２号ハ」を「附則第１５条第２７項第２号ハ」に、「附則第１５条第３０項第３号イ」を「附則第１５条第２７項第３号イ」に、「附則第１５条第３０項第３号ロ」を「附則第１５条第２７項第３号ロ」に、「附則第１５条第３０項第３号ハ」を「附則第１５条第２７項第３号ハ」に、「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３０項」に、「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３４項」に、「附則第１５条第３９項」を「附則第１５条第３５項」に改め、同表法附則第１５条第４１項の項を削り、同表中「附則第１５条第４７項」を「附則第１５条第４２項」に改める。

附則第１０条の４第２項中「平成３１年度分及び令和２年度分」を「令和３年度分及び令和４年度分」に改める。

附則第１１条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令

和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１１条の２の見出し中「平成３１年度又は令和２年度」を「令和４年度又は令和５年度」に改め、同条第１項中「平成３１年度分又は令和２年度分」を「令和４年度分又は令和５年度分」に改め、同条第２項中「平成３１年度適用土地又は平成３１年度類似適用土地」を「令和４年度適用土地又は令和４年度類似適用土地」に、「令和２年度分」を「令和５年度分」に改める。

附則第１２条の前の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第２項及び第３項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１２条の２中「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条第１項」に、「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１３条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に、「）に」を「。以下この条において同じ。）に」に、「額を」を「額（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を」に改める。

附則第１３条の２に次の１項を加える。

４　令和２年度分の固定資産税について熊谷市税条例の一部を改正する条例（令和３年条例第９号）による改正前の熊谷市税条例（以下この項において「令和３年改正前の条例」という。）附則第１３条の２第３項において準用する同条第１項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和３年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和２年度分の固定資産税に係る令和３年改正前の条例附則第１３条の２第３項において準用する同条第１項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第１３条の３第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第２項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改める。

附則第１４条中「同条第１項」を「附則第１３条の２第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）又は第４項」に改める。

附則第１５条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第２項中「令和３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附則第１５条の２の２中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加え、「令和３年３月３１日」を「令和３年１２月３１日」に改める。

附則第１５条の３第２項中「同条第２項」の次に「又は第３項」を、「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（個人の市民税に関する経過措置）

第２条　改正後の熊谷市税条例（以下「新条例」という。）第３６条の３の２第４項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った改正前の熊谷市税条例（以下「旧条例」という。）第３６条の３の２第４項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

２　新条例第３６条の３の３第４項の規定は、施行日以後に行う新条例第３６条の３の２第４項に規定する電磁的方法による新条例第３６条の３の３第４項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第３６条の３の２第４項に規定する電磁的方法による旧条例第３６条の３の３第４項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和２年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　平成３０年４月１日から令和３年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「旧法」という。）附則第１５条第８項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）の施行の日か

ら令和３年３月３１日までの期間(以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第１５条第４１項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第４１項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第４１項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第４１項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第４１項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第２８号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

専決処分書

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年３月３１日

熊谷市長　富　岡　　清

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

熊谷市都市計画税条例（平成１７年条例第６４号）の一部を次のように改正する。

附則第７項の見出し中「附則第１５条第１９項本文」を「附則第１５条第１６項本文」に改め、同項の表中「附則第１５条第１９項本文」を「附則第１５条第１６項本文」に、「附則第１５条第１９項ただし書」を「附則第１５条第１６項ただし書」に、「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３４項」に、「附則第１５条第３９項」を「附則第１５条第３５項」に、「附則第１５条第４７項」を「附則第１５条第４２項」に改める。

附則第９項の前の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第１０項及び第１１項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改める。

附則第１２項及び第１３項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１４項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条第１項」に、「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１５項の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に、「）に」を「。以下この項において同じ。）に」に、「額を」を「額（令和３年度分の

都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を」に改める。

附則第１７項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第１８項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改める。

附則第２１項中「第１３項、第１８項から第２２項まで、第２４項、第２５項、第２９項、第３３項、第３７項から第３９項まで、第４２項から第４４項まで、第４７項若しくは第４８項」を「第１０項、第１５項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項、第２９項、第３３項から第３５項まで、第３７項から第３９項まで、第４２項若しくは第４３項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の熊谷市都市計画税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和２年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第３０号

熊谷市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

熊谷市固定資産評価審査委員会条例（平成１７年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第４条中第４項を削り、第５項を第４項とし、第６項を第５項とする。

第７条第３項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第８条第５項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第８項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第９条第２項及び第１０条第２項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

行政不服審査制度における審査請求等に関する手続の見直しに伴い、審査申出書及び意見陳述等についての調書への押印を要しないこととしたいので、この案を提出するものであります。

議案第３１号

熊谷市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市職員の服務の宣誓に関する条例（平成１７年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名してからでなければその職務を行っては」を「を任命権者に提出しなければ」に改める。

「氏　　「氏

様式第１号及び様式第２号中　　を　　に改める。

名　　名
㊞」　　」

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

国家公務員の服務の宣誓に関する実施方法の見直しに伴い、職員の服務に関する宣誓書について、任命権者等の面前における署名を要しないこととするとともに、押印欄を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第３２号

熊谷市税条例等の一部を改正する条例

（熊谷市税条例の一部改正）

第１条　熊谷市税条例（平成１７年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

第２４条第２項中「及び扶養親族」の次に「(年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第３６条の３の３第１項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢１６歳未満の者に限る」に改める。

附則第５条第１項中「及び扶養親族」の次に「(年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第６条中「令和４年度」を「令和９年度」に改める。

附則第１０条の２の表法附則第１５条第４２項の項の次に次のように加える。

法附則第１５条第４６項	３分の１

附則第１０条の４の次に次の１条を加える。

（平成３０年７月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第１０条の５　法附則第１６条の３第１項（同条第２項において準用する場合及び同条第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第３号において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

⑴　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第１２条の５第１項第３号から第５号まで又は第３項第３号から第５号までに掲げる者である場合にあっては、同条第１項第１号若しくは第２号又は第３項第１号若しくは第２号に掲げる者との関係

⑵　法附則第１６条の３第１項に規定する被災住宅用地の上に平成３０年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

⑶　当該年度に係る賦課期日において法附則第１６条の３第１項の規定の適用を受けようとする土地を法第３４９条の３の２第１項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

⑷　その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

２　法附則第１６条の３第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和３年度分及び令和４年度分の固定資産税については、第７４条の規定は適用しない。

３　法附則第１６条の３第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第４号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

⑴　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

⑵　特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

⑶　特定被災共用土地に係る法附則第１６条の３第３項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

⑷　各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

⑸　法附則第１６条の３第３項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

４　法附則第１６条の３第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「附則第１６条の３第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」とあるのは「附則第１６条の３第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた同条第６項に規定する特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第１１条第８号中「附則第１９条の３第４項」を「附則第１９条の３第５項」に改める。

附則第１６条第２項中「、当該軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年４月１日」を「令和２年４月１日」に改め、同条第３項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同

年４月１日」を「令和２年４月１日」に改め、同条第４項中「、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年４月１日」を「令和２年４月１日」に改め、同条に次の３項を加える。

６　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が同年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

７　法附則第３０条第７項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が同年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

８　法附則第３０条第８項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日

までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が同年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第１６条の２第１項中「第５項」を「第８項」に改める。

附則第２２条第２項中「令和３年度」を「令和８年度」に改める。

附則第２６条に次の１項を加える。

２　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和１５年度」とあるのは「令和１７年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。

（熊谷市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　熊谷市税条例等の一部を改正する条例（令和２年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち、熊谷市税条例第４８条第１０項の改正規定中「第３２１条の８第５２項」を「第３２１条の８第６０項」に、「同条第５２項」を「同条第６０項」に改め、同条第１６項の改正規定中「第３２１条の８第６１項」を「第３２１条の８第６９項」に改め、同条例第５０条第４項の改正規定中「第３１項」に」の次に「、「第４８条の１５の５第４項」を「第４８条の１５の４第４項」に」を加え、同条例第５２条の改正規定中「第５２条第４項」を「第５２条第３項中「第４８条の１５の５第４項」を「第４８条の１５の４第４項」に改め、同条第４項」に改め、同条例附則第３条の２第２項の改正規定の次に次のように加える。

附則第４条第１項中「及び第４項」及び「又は法人税法第８１条の２４第１項の規定により延長された法第３２１条の８第４項に規定する申告書の提出期限」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第２項中「又は法第３２１条の８第４項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条中熊谷市税条例附則第６条の改正規定　令和４年１月１日

⑵　第１条中熊谷市税条例第２４条第２項及び第３６条の３の３第１項の改正規定並びに附則第５条第１項の改正規定並びに次条の規定　令和６年１月１日

⑶　第１条中熊谷市税条例附則第１０条の２の改正規定　特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和３年法律第３１号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（個人の市民税に関する経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の熊谷市税条例(次条において「新条例」という。）第２４条第２項、第３６条の３の３第１項及び附則第５条第１項の規定は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　新条例附則第１６条の規定は、令和３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

「地方税法」の一部改正に伴い、軽自動車税の税率の特例に係る適用区分の見直し及び適用期間の延長を行うとともに、認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合等を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第３３号

熊谷市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市こども医療費の助成に関する条例（平成１７年条例第１４０号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項中「保険医療機関等において、」を「対象となるこどもが保険医療機関等において」に、「保険医療機関等に被保険者証、組合員証又は加入者証及び」を「当該保険医療機関等に、国民健康保険法又は社会保険各法に規定する電子資格確認等により対象となるこどもであることの確認を受けるとともに、」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

「健康保険法」等の一部改正に伴い、医療費の助成の対象となるこどもが医療を受ける場合における「国民健康保険法」による被保険者等であることの確認方法を電子資格確認等によることとしたいので、この案を提出するものであります。

議案第３４号

熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成１７年条例第１４１号）の一部を次のように改正する。

第５条の２中「被保険者証、組合員証又は加入者証及び」を「当該医療機関等に、医療保険各法に規定する電子資格確認等により第３条第１項に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

「健康保険法」等の一部改正に伴い、ひとり親家庭等医療費の支給対象者が医療を受ける場合における医療保険各法に規定する被保険者等であることの確認方法を電子資格確認等によることとしたいので、この案を提出するものであります。

議案第３５号

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成１７年条例第１５７号）の一部を次のように改正する。

第７条中「被保険者証、組合員証又は加入者証の提出」を「当該医療機関等に、医療保険各法に規定する電子資格確認等により被保険者等又は第３条第１項に規定する被扶養者であることの確認を受ける」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

「健康保険法」等の一部改正に伴い、重度心身障害者医療費の支給対象者が医療を受ける場合における医療保険各法に規定する被保険者等であることの確認方法を電子資格確認等によることとしたいので、この案を提出するものであります。

議案第３６号

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

第１条　熊谷市立児童クラブ条例（平成１８年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立第３箱田児童クラブの項の次に次のように加える。

熊谷市立第４箱田児童クラブ	熊谷市中央一丁目１番地

第２条　熊谷市立児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立佐谷田児童クラブの項の次に次のように加える。

熊谷市立第２佐谷田児童クラブ	熊谷市佐谷田１０３０番地９

附　則

この条例中第１条の規定は令和３年９月１日から、第２条の規定は令和４年４月１日から施行する。

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

熊谷市立第４箱田児童クラブ及び熊谷市立第２佐谷田児童クラブを新設したいので、この案を提出するものであります。

議案第３７号

熊谷市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成２５年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

目次中「第４２条」を「第４２条の２」に改める。

第３２条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第２章第６節中第４２条の次に次の１条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第４２条の２　歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

２　前項に規定する歩行者の滞留の用に供する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

３　歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第１０条第１項に規定する新設特定道路を除く。）は、熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成２５年条例第１６号）で定める基準に適合するものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

「道路構造令」の一部改正に伴い、歩行者利便増進道路の設置基準を定めるとともに、交通安全施設に自動運行補助施設を加えたいので、この案を提出するものであります。

議案第３８号

熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成２５年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第２条」を「－第２条の２」に、「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に改める。

第２条第２項第１号中「自転車歩行者道」の次に「、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を、「必要な幅員」の次に「又は熊谷市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例第４２条の２第１項に規定する歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」を加える。

第１章中第２条の次に次の１条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第２条の２　災害等のためこの条例に規定する設備が使用できない場合における役務の提供の方法については、この条例の規定によらないことができる。

第２章の章名を次のように改める。

第２章　歩道等及び自転車歩行者専用道路等

第３条中「道路を」を「道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を」に改める。

第４条第３項中「又は」を「及び」に改め、「。)」の次に「並びに自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。)」を、「当該歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第５項とし、同条第２項の次に次の２項を加える。

３　自転車歩行者専用道路の有効幅員は、４メートル以上とするものとする。

４　歩行者専用道路の有効幅員は、２メートル以上とするものとする。

第５条中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加える。

第６条第１項中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第２項中「。)」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加える。

第１２条第２号中「装置」を「設備」に改め、同条第５号中「により、籠外から籠内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第８号、第９号及び第１３号中「装置」を「設備」に改める。

第３１条第１項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

第３２条中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加える。

第３３条第１項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第２項ただし書中「路面」の次に「又は床面」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、自転車歩行者専用道路の有効幅員等に関する基準、災害等の場合における役務の提供方法の特例等を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第３９号

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

目次中「第４９条」の次に「・第５０条」を加える。

本則に次の１条を加える。

（電磁的記録）

第５０条　家庭的保育事業者等及びその職員は、記録その他これに類するもののうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされ、又は行うことが想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附　則

この条例は、令和３年７月１日から施行する。

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等及びその職員が書面等により行う記録等について、電磁的記録により行うことができることとしたいので、この案を提出するものであります。

議案第４０号

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成２７年条例第１５号)の一部を次のように改正する。

別表第１中「に規定する里親」を「に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第１の規定は、令和３年４月１日以後の利用に係る利用者負担の額について適用する。

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

「子ども・子育て支援法施行令」の一部改正に伴い、利用者負担額の支払を要しない教育・保育給付認定保護者に「児童福祉法」に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者を加えたいので、この案を提出するものであります。

議案第４１号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

１　目　　的　　支援車の配備

２　品目及び数量　　支援車（Ⅱ型）　１台

３　取 得 価 格　　６６，９９０，０００円

４　契約の相手方　　東京都港区芝五丁目３６番７号　三田ベルジュビル１９階
株式会社　モリタ　東京支店
支店長　山　北　忠　司

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

支援車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第４２号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

道路改良事業に伴い新設される道路等を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
1	市道　30447　号線	池上字尼酒田２９７番１地先 池上字稲荷前２０２番３地先	
2	市道　41133　号線	石原字坪井２４４番３地先 石原字坪井３４９番３地先	
3	市道　60614　号線	問屋町三丁目１８００番５１地先 問屋町三丁目１８００番５０地先	
4	市道　70588　号線	広瀬字天神８００番３１８地先 広瀬字天神８００番４８地先	
5	市道　80568　号線	久下字熊久１８３１番２６地先 久下字熊久１８３１番１５地先	

議案第４３号

市道路線の廃止について

道路法(昭和２７年法律第１８０号)第１０条第３項の規定により、別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和３年６月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

道路用地の売払いのため、市道路線を廃止したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
1	市道　60400　号線	問屋町二丁目１８００番２３地先 問屋町三丁目１８００番５０地先	
2	市道　60401　号線	問屋町二丁目１８００番１７地先 問屋町二丁目１８００番１６地先	
3	市道　60405　号線	問屋町二丁目１８００番３５地先 問屋町二丁目１８００番３４地先	
4	市道　60406　号線	問屋町二丁目１８００番２９地先 問屋町二丁目１８００番２８地先	